

# みんなの力で 「郷づくり」

38



市郷づくり支援室 (津屋崎庁舎) ☎52・4913  
メール sato@city.fukutsu.lg.jp



## 春は役員交代の季節

## 地域のしごとも郷づくり

四月から、さまざまな立場で地域のお世話をする皆さんに「郷づくり」のことをお知らせします。

- 自治会長(区長)や副会長、隣組長 自治公民館長や主事
- 青少年指導員 シニアクラブや子ども会育成会の役員
- 小中学校PTAの役員ほか地域活動にかかわるかた

### 郷づくりとは？

市民の自主的な活動でまちを住みやすくしていくことで、自治会(区)の枠組みを超えた小学校区を単位とします。もちろん自治会活動が、その基礎になります。

思いやりをもって暮らす、困っているときは助け合う、昔から言われている「向こう三軒両隣」の考えが基本にあります。

※津屋崎小学校区のみ、津屋崎と宮司の二つに分かれています。

### 郷づくりの目的は？

小学校区ごとに「地域の自治」が行われることです。同じ市内でも、自然環境や地域の歴史、地域資源、人々の暮ら



しには特色があり、抱える課題やその重みは地域ごとに異なっています。校区の課題にどう向き合うか、住みたくある魅力あるまちをどうつくるかを、みんなで話し合い、決めていきます。

### なぜ、郷づくりに取り組む？

少子高齢化が進み、個人の価値観が多様化する中で、地域住民のかかわりが希薄化し、私たちの暮らしには多様な問題が浮かび上がっています。災害時の備え、孤独死、認知症への理解、子どもの虐待など「命」「人権」に関する問題はとりわけ深刻です。

また、暮らしに直結した防犯、不法投棄、地域での子育てや青少年育成、空き地や空き家などの問題があります。

### 地域でできることは地域で、地域だけでできないことは市と共働で

地域で助け合う、知恵や力を合わせて協力し合うことなしに、地域課題の解決は困難になっています。みんなが気持ちよく、安心して暮らしていくには、「顔が見え、心が通じ合う仲間づくり」がとても大切です。

### 郷づくり活動資金は？

現在、一校区当たり二百万円を限度に活動のためのお金を交付しています。

### 郷づくり推進事業交付金

市が行う施策やサービスは、基本的に市全域、全市民が対象なので、一律的なものになります。交付金は、校区の特性や実情に合った使い方ができるお金です。



「広報ふくつ」へあなたのご意見をお聞かせください。

〒811-3293 福津市中央1-1-1 福津市役所(福間庁舎)総合政策部広報秘書課広報広聴係  
☎0940・43・8113 FAX0940・43・3168 E-mail info@city.fukutsu.lg.jp

この広報誌は再生紙を使用しています。